



許可番号第00140017312号

産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道北見市大正273番地1
氏名 株式会社北見宇部
代表取締役 高橋 秀昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和2年(2020年)1月20日

許可の有効年月日 令和7年(2025年)1月19日

1. 事業の範囲

埋立(廃プラスチック類(ただし、自動車等破砕物(自動車(原動機付自転車を含む。)若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部(自動車の窓ガラス、自動車のバンパー(プラスチック又は金属から成る部分に限る。))及び自動車のタイヤを除く。))の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。)、廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。)、廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの(有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。))以下同じ。))及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。))、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部)、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。))、がれき類、以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。))、再生骨材等の製造(破砕(がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず))、破砕(廃プラスチック類、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 安定型最終処分場
設置場所 北見市本沢461番、462番、487番、488番、651番1、708番、709番
設置年月日 平成20年(2008年)7月9日
処理能力 面積11,834㎡、容量79,233㎥
許可年月日 平成19年(2007年)8月23日
許可番号 網環生第1489号

施設の種類 がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕施設
設置場所 北見市本沢490番2、491番1、715番
設置年月日 平成22年(2010年)12月15日
許可年月日 平成21年(2009年)11月4日
許可番号 網環生第2350号
処理能力 1,040t/日(8時間)、130t/時間

(第2面へ続く)

(オホーツク総合振興局)



許 可 番 号 第 0 0 1 4 0 0 1 7 3 1 2 号
許可業者の名称 株式会社北見宇部

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの
破砕施設
設置場所 北見市留辺薬町泉294番1、294番16
設置年月日 平成28年(2016年) 6月15日
許可年月日 平成27年(2015年) 10月19日
許可番号 才環生第2403号
処理能力 800t/日(8時間)、100t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、ゴムくず
の破砕施設
設置場所 北見市本沢490番1、715番
設置年月日 平成21年(2009年) 11月19日
許可年月日 平成21年(2009年) 11月 4日
許可番号 網環生第2349号
処理能力 (廃プラスチック類)
19.5t/日(8時間)、2.44t/時間
(ゴムくず)
29t/日(8時間)、3.63t/時間

施設の種類 保管場所 1
設置場所 北見市本沢490番1、491番1、715番
面積 1,598.6㎡
種類 がれき類(コンクリート殻)
保管上限 4,383.7㎡ 高さ5.0m

施設の種類 保管場所 2
設置場所 北見市本沢490番2
面積 270㎡
種類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
保管上限 353.25㎡ 高さ3.0m

施設の種類 保管場所 3
設置場所 北見市本沢490番1、715番
面積 369㎡
種類 廃プラスチック類
保管上限 363.52㎡ 高さ2.0m

施設の種類 保管場所 4
設置場所 北見市留辺薬町泉294番1
面積 800㎡
種類 がれき類(コンクリート殻)
保管上限 1,621㎡ 高さ4.0m

施設の種類 保管場所 5
設置場所 北見市留辺薬町泉294番1
面積 225㎡
種類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
保管上限 253㎡ 高さ2.0m

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年(1998年) 8月17日 変更許可(埋立(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず、がれき類)の追加。)

平成12年(2000年) 1月20日 許可の更新

平成15年(2003年) 2月5日 変更許可(破砕・選別(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの追加。))

平成17年(2005年) 2月10日 許可の更新

平成22年(2010年) 1月27日 更新時変更許可(破砕(廃プラスチック類、ゴムくず)の追加、選別(金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)の削除。)

平成27年(2015年) 1月20日 許可の更新

令和2年(2020年) 1月20日 許可の更新

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有

無